

A2

選択肢	福岡さん(40)	お母さん(72)	小学2年生の子ども(8)	保育園に通っている子ども(4)
3	3割	2割	3割	2割



健康保険の一部負担金の割合について

年齢や所得等によって、次のように区分されています。

区分		負担割合	この問題では…
義務教育就学前（小学校に上がるまで）		2割	保育園に通っている子ども(4)
義務教育就学以降 70歳未満		3割	福岡さん(40) 小学2年生の子ども(8)
70歳以上75歳未満 (後期高齢者医療の対象者を除く)	現役並み所得者 > 標準報酬月額28万円以上の被保険者とその被扶養者。 ただし、被保険者と被扶養者の年収合計額が520万円（被扶養者がいない場合は383万円）未満のときは、申請により「一般」に区分されます。	3割	(なし)
	一般 > 現役並み所得者以外	2割	お母さん(72)

この問題のように、70歳未満の被保険者が70歳以上75歳未満の家族を扶養する場合は、その家族は被保険者の所得にかかわらず**2割負担**です。もし、お母さんが70歳未満であれば、お母さんも**3割負担**です。なお、75歳以上の方は原則、後期高齢者医療制度に加入されますので、協会けんぽの加入者ではありません。後期高齢者医療制度の詳細については、お近くの市区町村役場へご相談ください。